

# 台風第 18 号の被害に対する農作物の技術対策について

平成 29 年(2017 年)9 月 18 日

農業技術課

## 1 施設（共通）

- (1) 施設の被害が発生した場合、できる限り早期に施設の破損状況等の点検を行うとともに、修復が可能な場合には、早急に修理し、栽培作物の生育障害等の被害を防止する。

## 2 作物

### (1) 水稻

ア 倒伏した水田は早急に排水して、稲体を引き起こし、茎葉の腐敗や穂発芽を防ぐ。

イ 浸水、冠水した水田は速やかに排水に努めるとともに、いもち病、白葉枯病の防除を確実に行う。

ウ 倒れたハゼは早急に立て直し、乾燥を促して穂発芽を防ぐ。

### (2) 大豆

滞水したほ場では、速やかな排水に務める。

### (3) そば

滞水したほ場では、速やかな排水に務める。

## 3 果樹

- (1) 葉や果実が風雨にもまれ損傷しているので、定期防除に準じて防除するか、特別散布を行う。

### (2) 樹体が倒伏した場合

ア 倒伏して根が露出した樹は、断根しないよう注意しながら早期に立て直す。

イ 断根程度が軽い場合は、果実生産を優先する。果実の着果が多く立て直しが困難な場合は、根を土で覆うなど応急措置を行い、本格的な復旧は後日もしくは休眠期に行う。

ウ 断根程度がひどい場合は、再度摘果を行って、着果量を減らし、樹体維持を優先する。

### (3) 骨格枝が損傷した場合

ア 大枝が裂けたものは、ボルト、カスガイで固定するか、縄でしばって、支柱で補強し、傷口を接合させる。完全に裂けたものは傷口を滑らかに削り、塗布剤を塗布する。枝の損傷程度がひどい場合は、着果量を減らす。

イ 枝の損傷部には農薬登録のある塗布剤を塗布し保護する。

- (4) 棚や施設が損壊した場合（なし、ぶどう、りんご等）
  - ア なし、ぶどう棚が倒伏した場合は、できる範囲で棚面を持ち上げ仮復旧し、収穫期まで維持する。収穫後はなるべく早く復旧する。
  - イ りんごわい化栽培ではトレリスの傾きやゆるみは、できる範囲で復旧するか、それ以上傾いたりゆるんだりしないよう対応する。本格的な復旧は収穫後に実施する。
- (5) 落果や損傷した果実の取扱い
  - 落果した果実や樹上に残っても損傷している果実は、集出荷先と十分協議して、今後の取扱い方針を決める。

#### 4 野菜

- (1) 露地のきゅうり、アスパラガス、ながいもなどの支柱が倒伏した場合は、殺菌剤を散布し病害を防ぎ、根の回復を待って静かに支柱を起こす。また、草勢を維持するため、様子を見て追肥または葉面散布を行う。
- (2) 病害の発生を防止するため、農薬登録を遵守したうえで薬剤散布を行う。
- (3) 生育初期において被害を受けた場合は、予備苗による植え替えやまき直しを検討する。

#### 5 花き

- (1) キク、リンドウ、シンテッポウユリなどの露地品目が倒伏した場合は、茎の曲りを防ぐため、できるだけ早く支柱を立て直し、ネットにより株を引き起こす。
- (2) 風によるスレで茎葉が損傷している場合は、十分な薬量で殺菌剤を散布する。

#### 6 飼料作物

- (1) 倒伏した飼料用トウモロコシは、泥等による汚染が酷い場合は、無理に収穫しない。

#### 7 鳥獣害対策

- (1) 鳥獣害対策の侵入防止柵（物理柵・電気柵等）を点検し、破損が発見された場合は速やかに修繕する。